

静岡県税務印刷物等広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県経営管理部財務局税務課が所管する印刷物等（以下「広告媒体」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に広告を掲載することをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載する広告は、税務印刷物等の公共性及び品位、信頼を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、その範囲は、別に定めるものとする。

(募集方法等)

第4条 広告掲載の募集方法、予定価格（募集における最低価格をいう。）及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、税務印刷物等広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員は税務課長、税務課課長代理及び企画管理班長をもって充てる。
- 3 審査会の委員長は税務課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、税務課課長代理が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 審査会の会議は、書面による決裁に代えて行うことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、税務課企画管理班において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年10月27日から施行する。